

総務常任委員会

平成30年12月14日（金）

総務常任委員会

定例会名 平成30年第4回定例会
招集日時 平成30年12月14日(金) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員長 杉森弘之
副委員長 遠藤憲子
委員 山越守
" 尾野政子
" 小松崎伸
" 守屋常雄
" 伊藤裕一

欠席委員 1名
委員 中根利兵衛

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
市長公室長 吉川修貴
経営企画部長 飯泉栄次
総務部長 中澤勇仁
市民部長 高谷寿
議会事務局長 滝本仁
会計管理者 山越惠美子
秘書課長 野口克己
広報政策課長 本多聡
広報政策課危機管理監 猿渡勇彦
経営企画部次長 吉田将巳
政策企画課長 柳田敏昭
財政課長 山崎裕
総務部次長 小林和夫
総務課長 吉田充生

人 事 課 長	二野屏 公 司
管 財 課 長	山 岡 勉
契 約 検 査 課 長	神宮寺 昌 志
税 務 課 長	木 村 光 裕
収 納 課 長	山 岡 三 千 男
市民部次長兼交通防災課長	植 田 裕
交通防災課参事	松 崎 弘 臣
市民活動課長	糸 賀 珠 絵
総合窓口課長補佐	糸 賀 崇 子
システム管理課長	中 島 政 順
監査委員事務局長	大和田 伸 一
庶務議事課長	野 島 貴 夫

議会議務局出席者

書	記	關	典 生
書	記	田	上 洋 子

平成30年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- | | |
|---------|---|
| 議案第 61号 | 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について |
| 議案第 62号 | 牛久市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 63号 | 牛久市職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 68号 | 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会ゝ所管事項についてのみ |
| 議案第 73号 | 公の施設相互利用に関する協定書の一部をを変更する協定書について |
| 議案第 74号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 議案第 75号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 意見書案第9号 | 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について |

午前10時00分開会

○杉森委員長 おはようございます。

時間前ではありますが、全員おそろいのようなので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

中根委員より、委員会欠席の届けがありました。

本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長、政策企画課長、財政課長、総務部次長、総務課長、人事課長、管財課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長兼交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長補佐、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として關君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

- 議案第 61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 議案第 62号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 議案第 74号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 75号 損害賠償の額を定めることについて
- 意見書案第9号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について

以上8件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第61号、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題といたします。

議案第61号について提案者の説明を求めます。総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いたします。

議案第61号、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について御説明いたします。

本条例は、工業標準化法の改正に伴い、牛久市手数料徴収条例、牛久市個人情報保護条例、牛久市情報公開条例及び牛久市行政不服審査会設置条例の規定中、日本工業規格を日本産業規格に改める改正、その対応条項の整理等を行うものです。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第61号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、議案第61号について質問をしたいと思います。

これ、JIS規格の対象が今までよりかは拡大をする、名称が変更ということなんですけれども、牛久市へ影響というのはどのようなことが想定されるのかを伺いたと思います。大きく言って、中小企業がこのような法律の改正によってチャンスがふえるということも聞かれておりますけれども、牛久市への影響というのはどのようなことが考えられるのかを伺います。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 影響ということだと、各民間企業の詳細にまでちょっと把握をしておりますので、具体的に影響ということになりますと、こちらのほうではちょっとわかりかねます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 牛久市の商業ですか、その中ではやはり中小の方がかなり多いというふうに聞いていますけれども、データとかサービスとか経営管理までいろいろと緩和をされているということも出ております。今回の条例改正では、名称が変わるということでの改正ということが出てくるんですけれども、その辺のところまでは市には余り影響はないというふうに感じていらっしゃるのかどうか、その辺をちょっともう一度お伺いをいたします。

○杉森委員長 総務課長。

○吉田総務課長 繰り返しになりますが、ちょっと個々の市内業者の状況について把握しておりませんので、どの程度の影響になるかはちょっと私のほうではわかりかねます。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第61号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第62号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第62号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしくお願いたします。

私から牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

当条例改正は、人事院勧告に基づき、市長、副市長、教育長の12月の期末手当の支給月を0.05月引き上げるものとなります。また、平成31年度からの6月期と12月期の勤勉手当の支給月数が均等となるよう変更するものとなります。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第62号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある

方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 こちらの条例は、連動して市議会議員も対象になってくるのかという改めて確認と、年間に増加する費用についてお示しいただければと思います。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 伊藤委員の御質問にお答えします。

議員についての手当につきましては、議員の条例のほうが特別職、この条例の支給率、支給月数を引用することとなっておりますので、議員のほうの手当もこの特別職条例の率と同様になります。それと、影響額についてなんですけれども、特別職3名で12万6,500円となっております。

以上です。

○杉森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 市議会議員も加えた影響額というのは出していらっしゃいますでしょうか。0.05カ月ということなので、2万円掛ける22ということにはなると思うんですけれども。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 市議会議員全員での影響額としましては49万7,950円を想定しております。

以上です。

○杉森委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第62号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第63号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第63号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

当条例改正は、人事院勧告に基づき市職員の給料の額を改正するものであり、給料月額については平均0.2%引き上げ、勤勉手当については、一般職、再任用職員とも0.05月引き上げるものとなります。給料の具体的な引き上げ金額については、大学初任給で1,500円、20代の若年層の職員については1,000円程度、中高年層でも最低400円の引き上げとなっております。また、あわせて平成31年度からの6月期と12月期の勤勉手当の支給月数が均等となるよう変更するものとなります。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第63号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 市の職員の給与に関する条例改正なんですけれども、これも62号と影響すると思うんですけれども、市の影響額ですね、どのくらいの影響がこのことによって出てくるのか、

その辺を確認をしたいと思います。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 遠藤委員の質問にお答えいたします。

先ほど伊藤委員にお答えいたしました特別職と市議会議員も含めた全体、時間外手当の差額等も含めた全体では、約1,325万円程度の増加を見込んでおります。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第63号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第68号について提案者の説明を求めます。財政課長。

○山崎財政課長 財政課山崎です。よろしくお願いいたします。

それでは、財政課所管の一般会計補正予算案、こちらについて御説明申し上げます。

補正予算書8ページをお開きください。

第4表の地方債補正となります。追加と変更がございます。

上段の橋梁改修事業債、こちらは刈谷大橋補修工事、今回補正してはいますが、こちらの事業費増に伴いましての起債額の増額、追加となっております。1,250万円です。

下の段の変更、こちらはひたち野うしく中学校建設に対する起債でございまして、補正前に対しまして4,280万円の減額。その結果、5億7,620万円となっております。内容としましては、今回事業費の増減はございません。しかしながら、国庫補助金等の特定財源が増額しました。その結果、市の負担額が減ったため、市の負担額である起債額の一部が減額となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

歳入となります。

2段目の款18繰入金項2基金繰入金1の財政調整基金繰入金、こちらは財源調整です。歳入歳出差し引き財源不足額5億9,140万1,000円、こちらの計上となっております。

最後になりますけれども、26、27ページをお開きください。

一番下の段です。款12公債費項1公債費目の2の利子となります。償還金利子及び割引料、起債地方債の償還利子1,700万円の減額となります。こちらは、平成29年度借り入れ分が確定しまして、額の確定、また償還利率、これも借り入れしたことによる確定で、見込みより落ちたということで1,700万円の減額となっております。

財政課は以上でございます。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 税務課木村です。よろしくお願いいたします。

資料13ページをごらんください。

歳入の増額補正となります。

こちらは、固定資産税の償却資産を9,000万円増額となります。主な理由としましては、企業等の設備投資及び太陽光発電設備の新設による償却資産の増加となります。該当する企業としましては、桂工業団地、奥原工業団地の企業及び既設の大型企業と医療法人となっております。以上です。

○杉森委員長 交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 交通防災課植田です。よろしく申し上げます。

補正予算書12ページ、13ページをごらんください。

一番下の款15県支出金の中の一番下ですね。街頭防犯カメラ設置事業補助金、定額ということで120万円の歳入を補正しております。こちらにつきましては、来年度実施される国体に向けての街頭防犯カメラを設置するということで、県、茨城県警察本部のほうから1台当たり20万円の補助が来ております。合計6台が該当するということになっております。

それと、歳出のほうで16、17ページをごらんください。

款2総務費の枠の中の一番下、0109東日本大震災における被災者の生活再建を支援する、こちらにつきましては、浪江町から1名の方が避難して牛久にお住まいであります。その応急仮設住宅、アパートを借り上げしているんですが、その更新料とあと4月分1カ月分の家賃の補正という形になります。

以上です。

○杉森委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 私からは、人事課所管の補正予算の概要について説明させていただきます。

補正予算書16ページから始まる歳出の各款項目に計上しております人件費につきまして、一般会計の人件費全体で約780万円の増となっております。

内容の主なものとしまして、増加分としては、期末勤勉手当等が約1,400万円、市町村共済組合負担金が1,100万円の増。減少分では、給料が約3,200万円の減となっております。

今回の補正の理由としまして、減額では、勸奨退職や新規採用が予定数に達しなかったこと。増額では、人事院勧告による勤勉手当支給月数の引き上げによる増加や共済費の標準月額の上昇の見込み不足によるものが主な理由となります。その他としましては、人事異動等による人数や人の異動に伴う人件費の額の変更などが今回の補正と理由となっております。

以上です。

○杉森委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 市民活動課糸賀でございます。

市民活動課所管の補正について御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

14、15ページをお開きいただきたいと思います。下から2番目でございます。

款、諸収入、雑入の雑入、自治総合センターコミュニティ助成金でございます。こちら250

万円の減額となっておりますのは、毎年2つの行政区を申請しておりますが、そのうちの1つが不採択となった分の減額となります。

それに伴いまして、歳出でございます。

16、17ページをごらんいただきたいと思います。

款、総務費、総務管理費の10番、自治振興費でございますが、こちらの19番補助金でございます。同じく0110自治宝くじ資金を活用してコミュニティ団体を助成する、こちらも同じく250万円の減額となっております。

以上です。

○杉森委員長 総合窓口課長補佐。

○糸賀総合窓口課長補佐 総合窓口課の糸賀です。よろしくお願いいたします。

総合窓口課所管の補正予算について御説明いたします。

歳入予算につきましては、補正予算書14ページをごらんください。

款15県支出金項3委託金目1総務費委託金、茨城県証紙売りさばき委託金6万3,000円、款20諸収入項5雑入目4雑入、旅券交付事務印紙等売却代610万円及び旅券交付事務印紙等売りさばき委託金6万円は、今回、歳出補正いたしますパスポートの申請件数の増加による茨城県収入証紙と収入印紙の売却代及び売りさばき委託金の増額補正でございます。

次に、歳出につきまして、16ページ、17ページをごらんください。

款2総務費項1総務管理費目14総務窓口費、0103パスポート申請を受付し交付する、11需用費610万円は、パスポートの申請件数の増加による茨城県収入証紙と収入印紙の購入のための増額補正でございます。

以上です。

○杉森委員長 説明はほかにありませんね。

これより、議案第68号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。尾野委員。

○尾野委員 17ページ、0109東日本大震災における被災者の生活再建を支援する、7万4,000円の補正が生まれまして、先ほど御説明いただいて1名のアパート借上げということでございましたけれども、そういたしますと、もう東日本大震災からことしで8年目になるわけですが、ほかに支援をしているという世帯とか、今はもうほとんどないということで理解してよろしいでしょうか。

○杉森委員長 市民部次長兼交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 お答えします。

今現在、避難されて支援をしているのはこの1名だけという形になります。一昨年あたりまでは数名いたんですけれども、皆さん、牛久市内に家を建てて自立したりという形になっております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。山越委員。

○山越委員 おはようございます。

今、パスポートの件で御説明いただきましたけれども、発行の増加が見られたということなんですけれども、具体的に、ここ数年でもいいです、あるいは昨年対比でも結構ですが、具体的にどのくらいふえているのかお示しをできたらありがたいと思いますが。

○杉森委員長 総合窓口課長補佐。

○糸賀総合窓口課長補佐 山越委員の御質問にお答えいたします。

パスポートの交付件数の実績のほうを申し上げます。過去3年ですと、平成27年2,540件、28年2,720件、29年2,772件となっております。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 12、13ページの固定資産税のところですが、9,000万円の補正額が上がっているんですけれども、企業の設備投資とか太陽光発電によるということの御説明がありましたが、もう少しこの辺を詳しく伺いたいと思います。

それと、先ほどの東日本の被災者の生活支援なんですけど、現在、避難者1名ということですが、この使用料、賃借料については、期限というのはいつまでこの方に賃借料を支払うことができるのか、その辺を伺います。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 遠藤副委員長の御質問にお答えします。

詳しくということですので、特段企業名はちょっと挙げることはできないんですが、桂工業団地の企業で設備投資ということで約1,900万円、奥原工業団地の1企業ということで約1,100万円、また既設の大型企業ということで約1,000万円、あと医療法人のほうから約900万円ということで、設備投資のほうで金額が上がってきております。

また、太陽光発電につきましては、奥野地区方面で大規模な太陽光発電の設備投資などもありますし、また、大企業の屋根などにも太陽光のパネルを設備投資しているところも数多くありますので、そういうものも積み上げてましてトータルで9,000万円というふうになっております。

以上です。

○杉森委員長 交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 お答えします。

今回、これまでも1年1年日延べになっているんですけれども、30年度いっぱいまで応急仮設住宅の補助、支援を区切られていたんですが、それが1年延長になったことで、4月分の家賃とあと更新手数料ですね、前払いで納めるような形になりますので、今回1カ月分の家賃を補正させていただいているということです。今回は31年度末までということになります。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 固定資産税のところなんですけど、今、太陽光発電については屋根のパネル等についてもこの対象になるということなんですけど、その太陽光発電を屋根につけたとかなんかそう

というような把握というのは、これは申請によるものなのか、さもなければどういう形で把握をしているのかをもう一回伺いたいと思います。

それと、東日本のほうは31年の末ということなんですが、国のほうもこの家賃補助ですか、そういうものについてはかなりシビアになっているところもあるんですが、これは国の動向を見ながらということになっていると思いますが、国からの負担というのは一切ない、全部市の負担になっているのかどうか、その辺をもう一回確認をしたいと思います。

○杉森委員長 税務課長。

○木村税務課長 遠藤副委員長の再質問にお答えします。

太陽光発電の件なんです、こちらにつきましては、償却資産の申告の締め切り期限が1月31日となっておりますので、その申告書のほうを見て確認をしております。また、毎年1月1日時点ということで年末に航空写真を撮っておりますので、その航空写真などで前年度の写真と比較をし、太陽光パネルが載っているときにはそれも確認して課税のほうに反映させております。

以上です。

○杉森委員長 市民部次長兼交通防災課長。

○植田市民部次長兼交通防災課長 こちらの支援する金額については、福島県で全額負担していただいております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第68号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第73号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてを議題といたします。

議案第73号について提案者の説明を求めます。政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課柳田です。よろしく願いいたします。

議案第73号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書につきまして説明させていただきます。

平成14年12月19日に龍ヶ崎市と公の施設相互利用に関する協定書を締結いたしまして、お互いの市民の利便性の向上を図っております。今回、その対象施設のうち、龍ヶ崎市市街地活力センターまいんが本年10月31日をもって閉館となったことから、対象施設から除外する協定に変更するものです。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第73号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第73号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第74号及び議案第75号、損害賠償の額を定めることについてを一括議題といた

します。

議案第74号及び議案第75号について提案者の説明を求めます。管財課長。

○山岡管財課長 管財課山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号及び75号につきまして一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第74号、損害賠償の額を定めることについて。平成27年3月2日発生の公用車による交通事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、当事者と示談の内容が調いましたので議会の議決を求めるものでございます。

事故の経緯でございますが、平成27年3月2日午後3時25分ごろ、牛久市ひたち野東五丁目5番地1付近の交差点において、高齢福祉課嘱託職員の運転する公用車が右折をした際、前方より走行してきた相手車両、これはオートバイなのですが、気づかず進行したことで相手車両が転倒し、公用車と接触したことによりまして運転者及び車両を損傷させ、損害を与えたものでございます。相手の方はナカジマアキラさん、こちらは阿見町の方です。過失割合は、市が90%、相手方が10%です。損害賠償額は1,006万8,390円で、こちらは全額保険での対応となります。

次に、議案第75号につきましては、議案第74号で説明をいたしました事故におきまして、相手の方が国民健康保険の保険者であったことから、相手の方から損害賠償請求権を受託しました茨城県国民健康保険団体連合会と示談をしまして損害賠償を行うものでございます。こちらは支払い先は茨城県国民健康保険団体連合会となります。過失割合ですが、市が85%、相手方が15%です。損害賠償額は110万5,787円で、こちらも全額保険対応となります。

以上です。

○杉森委員長 これより、議案第74号及び議案第75号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、数点伺いたいと思います。

まず、この事故でオートバイということなのですが、かなりこの損害賠償の金額が大きいということ。このバイク自体がかなりの高価なものだったのかどうかということも含めて、金額が大きくなった、ちょっとですね。平成27年とかなり前の事故だったということもあって、その辺は全協で少しは伺っているんですが、その辺をもう少し伺いたいと思います。

それと、過失割合。74号では90%、市の過失割合ですね。それで75号については85%ということで、この辺の差をどのように見たらいいのかを伺います。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 それでは、遠藤副委員長の質問にお答えをいたします。

バイクの値段なんですけれども、バイクについてはそれほど高価なものではございませんで、バイクについての補償は20万円程度となっております。

次に、時間がかかった経緯ですけれども、こちらについては、まず事故が発生をしまして、その後、ある程度入院と通院をしております。症状が固定された後に後遺障害が出まして後遺障害の診断をとりまして、その後、障害に対しての等級申請をいたしました。等級申請をして、等級が

確定をした後に示談交渉開始となりましたので、その辺で時間もかかっています。また、この後、示談交渉に関しまして相手方からの資料の提出とかがちょっとおくれたこともございまして、時間がかかったということになってございます。

3つ目の過失の割合ですけれども、まず相手方との過失の割合が90%ということですが、こちらは相手の保険会社とのやりとりです。次に、75号での85%というのは、国民健康保険団体連合会との示談交渉の結果、85%になってございます。

額が大きい理由につきましては、先ほど申しましたように後遺障害等もございまして、それに対するの補償ということで、治療費のほかに休業補償とか損害の慰謝料、または後遺障害の逸失利益ということで、後遺症が出たことによって仕事ができなくなった部分での慰謝料が含まれておりまして、金額がこのようになってございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今の御答弁の中で、詳しくはお聞きするわけにはいかないんでしょうかね。慰謝料が幾らだとかその内容についてはどうなのか、その辺をちょっともう一度、もしお答えいただければと思います。

それと、こちらのほうですね、これは相手方のあれなんですけれども、多分市の公用車についても損害を受けているのではないかと思います、その辺はどのようになっているのか伺います。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 それでは、遠藤副委員長の再質問にお答えをいたします。

損害賠償額の内容なんですけれども、結構細かくなってございまして、主な大きなものをですね。まず、後遺障害の逸失利益ということで約500万円です。傷害の慰謝料が135万円です。後遺障害の慰謝料が230万円程度です。あとは、休業補償とか通院交通費であるとか入院の雑費という形になってまいります。

また、市の公用車ですけれども、市の公用車については、公用車の損害は17万円となっております。

以上です。

○杉森委員長 尾野委員。

○尾野委員 1点素朴な質問なんですけれども、身体のほうについては等級の設定までいろいろ時間がかかったということはわかるんですけれども、物損のバイクのほうを先にこちらのほうに上程されなかったということは、一緒にやっぱりこういうものはセットでやっていくものなんですか。その辺お願いします。

○杉森委員長 管財課長。

○山岡管財課長 こちらは人身、物損とも示談交渉を一緒にやってございますので。

○杉森委員長 ほかにございませんか。山越委員。

○山越委員 最終的には一般的なお話になるかとは思いますが、この事故の件に関してどうかという話ではなくて、事故は私も含めて起こさないように、起きないように戒めなければいけな

いというのが教訓だと思います。そこで、一般的な話といいますのは、毎回、議会運営委員会で、いわゆる軽微なものまで含めて専決等とみに最近多くなっているのではないかなという、これ、申しわけありません、感覚的なあれで言っていますので、実際に数字を出されたらそんなこともありませんよとおっしゃるかもしれませんが、それで、そのたびごとに、議運の開催のたびごとに、再発防止云々について総務部長にお願いをしているわけでございます。

それで、具体的にどのような、いわゆる職員さんたちに、当たり前の話なんです、交通事故なり、それから道路の整備なり施設の良好な提供、そういったものまで含めてどういった指導をなさっているのか、そこをちょっときょうは詳しくお聞きできたらいいのかなと思います。

○杉森委員長 総務部長。

○中澤総務部長 総務部の中澤でございます。よろしく願いをいたします。

今、山越委員からお話ございましたけれども、職員に対しましては、管理職を通じてまず全体的なメールで職員に通知をいたします。注意なさいということでメール配信をして、それから、部長会議等で上から、職員、毎日のようにミーティングをしていますので、朝礼等で注意を促す。それから、今のところは年1回、全員が、交通安全の研修を職員向けにしております、それを必ず受講するようにしております。

以上です。

○杉森委員長 事故の件数の推移やなんかも今、何か質問にあったように思いますが、今、出ませんか。人事課長。

○二野屏人事課長 山越委員の御質問にお答えします。

事故の件数につきましては、今、平成21年度からの事故件数の数字を持っているんですけども、ほぼ30件から35件の間で、例年件数としてはほぼ横ばいの数字となっております。

それと、研修につきましては、今年度末にドライブシミュレーターを使った運転に関する研修なども計画しております。

以上です。

○杉森委員長 山越委員。

○山越委員 ありがとうございます。そうすると、事故に関してはさほどの変化はないと。これだけの人数がいらっしゃる、会社でいえばこれだけの人数がいらっしゃるわけですから、ある程度の確率で起きてしまうということもあるかもしれません。

それはそれで了解なんです、特に申し上げたいのは、毎回専決で上がってくる——専決がいけないということではなくて、専決で上がってくるいわゆる軽微なあれがございますよね。例えば、良好な道路環境の提供ができなかった、あるいは劣化してしまった、そのために車に損害を与えたとかという軽微な、いわゆる専決で上がってくるのが少しふえているんじゃないのかなという感覚を持っているわけですよ。ですからその辺のところは、交通事故はもちろん、その辺も含めて継続的に強力に指導を進めていただけたらというふうに、これはお願いでございます。

○杉森委員長 そのほか質疑及び意見のある方はお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 議案第62号につきまして、こちらは人事院勧告に伴い勤勉手当等の引き上げということでございますが、人事院勧告に必ずしも特別職の市の給与を連動させる必要もなく、また、近年の課題が山積している状況も鑑みまして、こちらには反対したいと思います。

以上です。

○杉森委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第61号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第9号、消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について。

意見書案第9号について意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、意見書案第9号について、私は賛成の立場でいろいろ意見を述べたいと思います。

今、来年の10月からの消費税率10%へ引き上げということで、2%上げると5.6兆円税収が見込まれているんですね。今、政府のほうでは、軽減税率、それから幼児教育無償化、あと給付金とかいろいろと政策を打ち出してはいるんですけども、結局、軽減税率1兆円、これを除きますと4.6兆円は一旦私たち国民が払うことになってきます。幼児教育の無償化といっても対象にならない世帯も出てくる。また、給付金についても全員がもらえるわけではないということでは、やはり10%というのは多くの問題を抱えていると思います。

それと、今いろんな情報が出ているんですけども、クレジットカード、それで使うとかなり還元率も高いとか、それから、やっぱり今高齢者についてはカードを持たない方も多くなっています。それと、マイナンバーカードの利用についてもいろいろと取り沙汰をされているということでは、あれこれとさまざまな軽減策を言っていますけれども、かなり複雑にするだけの今回の消費税率の10%というふうに私は考えます。

軽減税率についても多くの方も言っていると思いますけれども、例えば日本酒が10%、甘酒は8%、同じお酒ということではかなり複雑になっていますし、例えばビタミンDというのは10%だそうです。オロナミンCが8%。何か本当にどうなんだろうというぐらい。スーパーでいろいろと棚に陳列されていても、消費者も覚え切れないし、お店のほうでもかなり複雑になってしまうということであるということです。

ですから、そういうような複雑な税率区分、国民を大混乱に陥れるということはもう今からでもいろんな方からも言っておりますし、中小企業の方には多額な負担を強いるようなものに、排除されてしまうというようなことも言われておりますので、この意見書、消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書、ぜひ賛同を皆さんと一緒にしたいと思いますので、よろしく願います。

○杉森委員長 ほかにありませんか。尾野委員。

○尾野委員 確かに消費税アップということで、誰でも経済的な負担がふえるというところにもろ手を挙げて賛成はしたくないという気持ちはあると思います。しかしながら、今、日本においては、私たちは世界に例のない少子高齢社会の中に住んでいるというところでもあります。ですので、現実的な問題としてこれまでの社会保障を維持するためには、幅広く負担を分かち合うということはやっぱり必要なのではないかというふうに考えます。そういうことで理解されている国民の方も多くおりますし、しかしながら、せめて毎日食べるものは今のままの税率でというその庶民の思いを形にしたのがやっぱり軽減税率というふうに考えます。

いろいろなもう今、試行錯誤でいろんなことが確かに出て複雑になっているということも理解はできますけれども、基盤で、基本的な部分では軽減税率というのはやっぱり、消費税にはこれまで所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性ということは、本当にそこに問題があるということでは言われてきていますけれども、その緩和策としての軽減税率ということで、所得が低い方が収入に占める飲食料品の支出の割合が高いという、そうした人に恩恵が受けられる軽減税率という

ふうに理解をいたしておりますので、私としてはこのままやっぱり今のこの流れの中で行くべきかなというふうに思っております。私の意見はそういうことです。

○杉森委員長 そのほかございますか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今、尾野委員のほうからも軽減税率についてはという御意見がございました。今までも消費税アップのたびに社会保障、社会保障のためにというふうにおっしゃられて今まで来ているわけなんですけれども、じゃあ社会保障がよくなったかというとしてそういう状況ではないと思いますね。なぜかという、いろいろな保険料等についても上がっているし、それから年金もカット、少しずつ少しずつ減らされている。それから、医療とか介護保険料など、そういうものがどンドンどンドンよくなっているかと思うと、決していいほうには向かっていないということは、社会保障にこれが使われていないということが明らかではないかと思います。

私どもは、やはり税金の使い方もそうですし、集め方、そこをやっぱり見直しをしていくということ。御存じだと思いますけれども、大企業とか富裕層の方たち、かなり優遇されている不公平な税制、今の形だと思っています。そういうことも含めまして、やっぱり暮らしとか社会保障、そういうように重点的に使い方を変えていく。それにはこの消費税というのは一番似合わない税制だと思いますので、その辺では、社会保障に使われたと今おっしゃられていましたけれども、決してそうではないということを指摘をしたいと思います。

○杉森委員長 そのほか。山越委員。

○山越委員 今、細かい部分については、軽減云々あるいは社会保障、それからさまざまな点については尾野委員のほうから説明もございました。

私は大きな視点からちょっと申し上げさせていただきたいんですが、今現在1,000兆円を超えるような借金を抱えている。なおかつ、その中で持続していく日本をつくって継続していかなければいけない、そういう使命。本当にはざまに挟まれて、これは将来ももっともそのギャップというのは大きくなってきて大変な時代が来るように私個人は感じております。第一が、現状からいっても、これは一般的な話じゃなくて、皆さんの、今現在いらっしゃる私たちの子供の子供、まだ生まれていません。この生まれていない子供さんたちが持って出てくるであろうキャッシュカード、クレジットカードを今の私たちが食ってしまって使ってしまったという状況をよく考えていただきたい。そういうことなんです。その方が数十年後に生まれてきて、俺たちそんなの知らないよ、聞いていないよ、何でこんな国にしちゃったんだよという大きな視点から考えていけば、そして、この国をイタリア、ギリシャ、そのようにしちゃいけないという観点から考えれば、税はどうしても国民全員が分担して支払っていかなければいけない、そういうふうを考えるわけでございます。

確かに、政府、自民党、やっていることが全ていいとは私も思いません。細かいところで何をこんなことをやってるんだよという部分があります。ありますが、大きい部分から考えて、何と云うんでしょうか、このとりあえず10%、私は10%で済まないと思っていますけれども、10%の増税に関してはいたし方なく賛成の立場から申し上げるものでございます。以上であります。

○杉森委員長 ほかにございませんか。若干もう討論になっているような感じですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 なければ、以上で意見書案第9号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。よろしいですか。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第9号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手少数であります。よって、意見書案第9号は否決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時04分閉会